○総務省告示第二百五十三号

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第七十六条第五項第四号の規定に基づき、平成十一年郵政省告示第七百七十六号（放送法施行規則第十七条の十九第三項第四号の規定に基づき、総務大臣が別に告示するときを定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十三年六月三十日から施行する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

題名中「第十七条の十九第三項第四号」を「第七十六条第五項第四号」に改める。

第一号中「委託放送業務」を「衛星基幹放送の業務」に改める。

第二号本文中「第十七条の十四」を「第七十条」に、「委託放送事業者」を「衛星基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者」に改める。

第二号1中「委託して行わせる委託放送業務」を「行う衛星基幹放送の業務」に、「第五十二条の十五第二項」を「第九十五条第二項」に、「第五十二条の二十」を「第百条」に、「第五十二条の二十三」を「第百三条」に改める。

第二号2中「委託放送業務」を「衛星基幹放送の業務」に改める。

第二号3中「特別衛星放送にあっては、」を削る。

第二号4中「委託放送事業者」を「認定基幹放送事業者」に、「委託放送業務」を「衛星基幹放送の業務」に改める。

第二号5中「委託放送事項」を「放送事項」に、「委託放送事業者」を「衛星基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者」に、「放送普及基本計画」を「基幹放送普及計画」に改める。

第二号6中「委託放送事項」を「放送事項」に、「放送普及基本計画」を「基幹放送普及計画」に改める。

第二号7中「次の表の上欄に掲げる委託放送業務」を「衛星基幹放送の業務」に、「同表の下欄に掲げる委託放送業務」を「衛星基幹放送の業務」に改め、表を削る。

第二号8中「委託放送業務」を「衛星基幹放送の業務」に改める。

第三号中「第十七条の十四」を「第七十条」に、「委託放送事業者」を「衛星基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者」に改め、「特別衛星放送にあっては、」を削る。

第四号中「第五十二条の十四第一項」を「第九十四条第一項」に、「委託放送業務」を「衛星基幹放送の業務」に、「委託の相手方」を「当該衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者」に改める。

第五号を削る。

第六号中「委託放送業務（特別衛星放送を委託して行わせるものに限る。以下この号において同じ。）」を「衛星基幹放送の業務」に、「委託放送業務」を「衛星基幹放送の業務」に、「第五十二条の十四第一項」を「第九十四条第一項」に、「委託の相手方」を「当該衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者」に改め、同号を第五号とする。

○総務省告示第二百五十四号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行に伴い、高度テレビジョン放送施設整備事業の実施に関する基本的な指針（平成十二年郵政省告示第三十二号）の一部を次のように変更し、平成二十三年六月三十日から施行する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

第二項第二号中「放送局」を「地上基幹放送局」に改める。

○総務省告示第二百五十五号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行に伴い、及び電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第六条第七項の規定に基づき、平成十二年郵政省告示第七百四十四号（電波法第六条第七項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する周波数を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年六月三十日から施行する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

表の左欄中「放送をする無線局」を「基幹放送局」に改める。

表の右欄中「2,630MHzを超え2,655MHz以下」を削る。

○総務省告示第二百五十六号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第二条第五項の規定に基づき、平成十三年総務省告示第四百七十九号（無線局免許手続規則第二条第五項の規定に基づき希望する周波数の一ごとに免許の申請をすることを要しない放送局を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年六月三十日から施行する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

題名中「放送局」を「基幹放送局」に改める。

第一項中「放送用周波数使用計画」を「基幹放送用周波数使用計画」に、「第7」を「第6」に、「放送局」を「基幹放送局」に改める。

第二項中「放送用周波数使用計画」を「基幹放送用周波数使用計画」に、「放送局」を「基幹放送局」に改める。

第三項中「放送局」を「基幹放送局」に改める。

○総務省告示第二百五十七号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第三十七条の四第二項の規定に基づき、平成十三年総務省告示第四百八十号（無線設備規則第三十七条の四第二項に基づき標準テレビジョン放送を行う放送局の送信設備の条件を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年六月三十日から施行する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

第一項中「放送用周波数使用計画」を「基幹放送用周波数使用計画」に、「放送局」を「基幹放送局」に改める。

○総務省告示第二百五十八号

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）別表第一号一⑶の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八十八号（特性試験の試験方法を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年六月三十日から適用する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

別表第一第一項第一号⑶中「放送局」を「地上基幹放送局」に改める。

別表第十八第一第十一項第六号、第二第十一項第六号及び第三第十一項第六号中「登録点検事業者等」を「登録検査等事業者、製造業者等」に改める。

別表第二十三第八項第六号⑵中「不可能」を「困難」に、「指定証明機関又は、認定点検事業者」を「登録証明機関」に、「することもできる」を「することができる」に、同表第九項第七号⑶中「不可能」を「困難」に、「他の者」を「登録証明機関以外の者」に、「することもできる」を「することができる」に改める。

別表第六十第六項第六号中「困難である」を「困難な」に、「占有周波数帯幅の測定は他の者」を「登録証明機関以外の者」に、「測定値に代える」を「、測定結果とする」に、同表第十五項第六号中「困難である」を「困難な」に、「占有周波数帯幅の測定は指定証明機関又は認定点検事業者」を「登録証明機関」に、「測定値に代える」を「、測定結果とする」に改める。

別表第七十六第三項第五号⑹及び第六号⑶中「放送局」を「地上基幹放送局」に改める。

○総務省告示第二百五十九号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六条及び第八条の規定に基づき、平成十六年総務省告示第六百九十六号（放送受信者等の個人情報の保護に関する指針を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年六月三十日から施行する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博